

## ほほえみ福寿の家介護福祉士実務者養成施設 学則

### (事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、次の事業者（以下、当法人という。）が実施する。  
社会福祉法人桜友会 岐阜県関市稲口字柳洞845番地

### (目的)

第2条 介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて介護福祉士として必要な知識及び技能を修得することで、地域福祉の担い手として貢献できる人材を養成し、広く地域社会に貢献することを目的とする。

### (実施課程及び形式)

第3条 前条の目的を達成するために、介護福祉士実務者研修事業（以下、本研修という。）を実施する。

2 本研修は添削課題による通信学習、及び通学（面接授業）による講義、演習を組み合わせた学習方法とする。

### (養成施設及び研修事業の名称)

第4条 本研修の養成施設の名称は、ほほえみ福寿の家介護福祉士実務者養成施設とする。また本研修事業の名称はほほえみ福寿の家介護福祉士実務者研修とする。

### (研修開講期間)

第5条 研修の開講期間は、毎年10月1日から翌年3月31日とする。

### (研修会場)

第6条 講義及び演習会場は、次のとおりとする。  
岐阜県関市稲口字柳洞845番地  
特別養護老人ホームほほえみ福寿の家 2階介護教育室

### (休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。但し、養成施設の長が必要と認める場合には、休業日を変更することがある。

- (1) 年末年始12月29日から1月3日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

### (受講対象者)

第8条 受講の対象は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 介護福祉士の資格取得を目指している者。
- (2) 男女を問わず、心身ともに健全である者。
- (3) 面接授業及び医療的ケアの試験・演習の参加に支障のない範囲に在住している者。

(入学時期)

第9条 入学の時期は、10月1日とする。

(定員)

第10条 受講定員は1講座あたり12名(1学級)とする。

2 受講応募者が少人数の場合は、開講を取り止める場合がある。

(受講料)

第11条 受講費用は次のとおりとする。(テキスト代込、消費税込)

受講予定者の有する資格		受講料
無資格者(21科目)		129,600円
初任者研修修了者(12科目)		102,600円
訪問介護員養成研修修了者(ホームヘルパー)	3級課程	118,800円
	2級課程	102,600円
	1級課程	64,800円
介護職員基礎研修修了者		32,400円
喀痰吸引等研修(1号又は2号)修了者		97,200円
初任者研修+喀痰吸引等研修(1号又は2号)修了者		75,600円
訪問介護員養成研修(ホームヘルパー)+ -) + 喀痰吸引等研修(1号又は2号)修了者	3級課程	99,750円
	2級課程	75,600円
	1級課程	54,000円

(受講申込手続き)

第12条 受講申込の手続きは次のとおりとする。

- (1) 当法人指定の申込用紙に必要事項を記載し、必要書類を添付して期日までに提出する。また、有資格者は免除該当資格証の写しをあわせて提出する。
- (2) 受講者は申込み順とし、定員になり次第受付を締め切る。当法人は受講者宛に受講決定通知書を発送する。
- (3) 受講決定通知を受け取った受講予定者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- (4) 当法人は受講料の納入を確認した後、教材一式を発送する。

(受講申込締切)

第13条 申込締切日は開講日の2週間前とする。但し、申込締切日以降でも、受講申込者が募集定員に達していない場合は、当法人の判断により申込みを受け付けることができるものとする。

(受講の決定)

第14条 受講予定者が受講決定通知を受け取った後、受講料の納入の確認をもって受講の決定とする。

(受講の手続き)

第15条 受講料は受講決定通知到着後、原則 10 日以内に納入しなければならない。10 日以内に納入が確認できない場合は、当法人は受講辞退として取り扱うことができる。

(受講料の返還)

第16条 納入された受講料は、原則として返還しない。但し、当法人の都合で開講を取り止めた場合は受講料を返還する。

(受講生の本人確認)

第17条 受講生の本人確認は、受講申込書に公的な身分証明書（運転免許証等）の写しを添付する。

(研修カリキュラム)

第18条 本研修を修了するために履修しなければならないカリキュラム及び科目の免除は、下表のとおりとする。

教育内容	実務者研修の時間数	初任者研修	訪問介護員研修			介護職員基礎研修	喀痰吸引等研修（1号または2号）修了者	初任者研修+喀痰吸引等研修（1号または2号）修了者	訪問介護員養成研修+喀痰吸引等研修（1号または2号）修了者		
			3級	2級	1級				3級	2級	1級
人間の尊厳と自立	5	免除	免除	免除	免除	免除	5	免除	免除	免除	免除
社会の理解Ⅰ	5						5				免除
社会の理解Ⅱ	30	30	30	30			30	30	30	30	
介護の基本Ⅰ	10	免除	10	免除			10	免除	10	免除	
介護の基本Ⅱ	20	20	20				20	20	20		
コミュニケーション技術	20	20	20	20			20	20	20	20	
生活支援技術Ⅰ	20	免除	免除	免除			20	免除	免除	免除	
生活支援技術Ⅱ	30		30				30		30		
介護過程Ⅰ	20		20				20		20		
介護過程Ⅱ	25	25	25	25			25	25	25	25	
介護過程Ⅲ	45	45	45	45	45		45	45	45	45	45
発達と老化の理解Ⅰ	10	10	10	10	免除		10	10	10	10	免除
発達と老化の理解Ⅱ	20	20	20	20			20	20	20	20	免除

認知症の理解 I	10	免除	10	10			10	免除	10	10	
認知症の理解 II	20	20	20	20			20	20	20	20	
障害の理解 I	10	免除	10	10			10	免除	10	10	
障害の理解 II	20	20	20	20			20	20	20	20	
こころとからだのしくみ I	20	免除	20	免除			20	免除	20	免除	
こころとからだのしくみ II	60	60	60	60			60	60	60	60	
医療的ケア	50	50	50	50	50	50	免除	免除	免除	免除	
医療的ケア演習	12	12	12	12	12	12					
スクーリングの日数	8日間				2日間		6日間+3時間				
実務者研修受講時間数	462	332	432	332	107	62	400	270	370	270	45

(教職員組織)

第19条 本研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 養成施設の長 1名
- (2) 専任教員 1名
- (3) 介護過程Ⅲ・医療的ケア等教員 若干名
- (4) 事務職員 1名

(使用教材)

第20条 教材は、介護職員等実務者研修テキスト（中央法規出版など）及び介護職員等によるたんの吸引等研修テキスト（(社)全国訪問看護事業協会編・中央法規出版など）を使用する。

(通信学習の実施方法)

第21条 通信学習の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 学習方法  
受講生はテキストに沿って自己学習し、当法人の定める期日までに科目毎にレポートを提出する。
- (2) 評価方法  
各レポート評価は70点以上を合格とする。70点未満の場合は再提出とし、合格するまで再提出する。
- (3) 個別学習への対応  
個別学習の際の質問に関しては、任意の質問用紙にて受付し、担当講師が回答する。

(面接授業の実施方法)

第22条 面接授業は次の方法で実施する。

- (1) 面接授業は指定された日に当法人の研修会場にて行う。出席を確認するため、受講者は印鑑を持参し、毎回出席簿に押印する。

- (2) 面接授業に出席するためには、当法人の定める期日までに通信学習を終了していることを条件とする。
- (3) 面接授業を安全に行うにあたり、感染症に感染している者、またはその疑いがある者は受講できないこととし、授業の実施時期を変更する。

## 2 評価方法

面接授業の全日程に出席した者に対し、担当教員がその成績を評価する。評価結果が認められない場合は、再評価を受け修得されたと認められることを条件とする。

### (休学及び復学)

第23条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする者は、休学届にその事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて、養成施設の長の承認を受けなければならない。

- 2 休学の期間は最長1年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。この場合、受講料については原則返金しない。

- 3 第1項の規定により休学中の者が復学しようとする時は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを養成施設の長が確認し復学することができる。

### (在籍期限)

第24条 受講生の在籍期限は2年を超えることはできない。

### (退学処分)

第25条 次の事由に該当する場合は、退学とすることができる。

- (1) 受講にあたって提出した書類の虚偽記載等があった者。
  - (2) 学習意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる者。
  - (3) 学習態度が悪くカリキュラムの進行を妨げる者で、再三の指導にも関わらずこれに従わない者。
  - (4) 面接授業において、遅刻・早退を繰り返す等出席不良の者。
  - (5) 在籍期限を超過した者。
  - (6) その他本研修の受講生として著しく不適切な言動が認められる者。
- 2 前項の事由によって、養成施設の長が退学処分を決定した者は、その決定に従うものとする。この場合、受講料については原則返金しない。

### (欠席者の取扱い)

第26条 10分以上の遅刻・早退に関しては、理由の如何に関わらず欠席扱いとする。

- 2 面接授業の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められた者については、本研修において該当科目の補講を受けることができる。当法人は予め補講候補日を文書等にて通知し、受講生はその通知に従って補講を受講しなければならない。

### (補講について)

第27条 やむを得ない事情で面接授業の一部を欠席した場合は、前条の補講を受けることによって、当該科目を受講したものとみなす。但し、補講に掛かる受講料については、1時間あたり2,000円（消費税込）を受講者の負担とする。

（修了認定方法）

第28条 研修修了の認定方法については、指定されたカリキュラムを全て履修し、①事前通信学習、②演習中レポート及び実技の習得状況・理解、③受講態度を総合的に評価する。評価基準はA：90点以上、B：80点から89点、C：70点から79点、D：70点未満の4段階で評価し、C以上の評価の受講者が修了者として認められる。

（修了証明書等の交付）

第29条 修了を認定された者は、当法人において修了証明書を交付する。

- 2 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。但し、再交付手数料として1,000円（消費税込）を申し受けるものとし、受け取りは原則本人が当法人に来訪するものとする。

（個人情報保護）

第30条 当法人が知り得た受講予定者及び受講生に係る個人情報は、当法人の定める個人情報に関する基本規程に基づき、適切に取り扱うこととする。

- 2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

（その他研修に係る留意事項）

第31条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止または延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定する等、受講者の不利益にならない最善の措置を講じるものとする。

（その他）

第32条 この学則は必要に応じて、施設の長が改正する。

附則

- ・この学則は、平成30年10月1日より施行する。